

教室使用に関する覚書（案）

高槻市（以下「甲」という。）と学校法人関西大学（以下「乙」という。）は、平成22年3月29日に締結した「施設開放に関する協定書」に基づき、乙の所有する高槻ミュージズキャンパスの教室（以下「教室」という。）を市民等に開放するため、次のとおり覚書を締結する。

1 開放教室について

開放する教室（以下「開放教室」という。）は、M301、M302、M303及びM304の4教室とし、授業等での使用状況を踏まえ、学期の開始月に当該学期における使用可能日時を協議し、春学期分は5月中旬、秋学期分は10月中旬までに決定することとする。ただし、次に掲げる日は、使用可能日の対象としないものとする。

- (1) 4月1日から5月15日までの日
- (2) 8月11日から8月20日までの日
- (3) 9月21日から10月15日までの日
- (4) 12月26日から1月6日までの日
- (5) 8月1日から9月20日までの土曜日
- (6) 日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、乙があらかじめ指定する日

2 使用時間について

使用時間は、午前10時から午後8時（土曜日及び乙があらかじめ指定する日にあっては、午後5時）までの間とし、1時間を単位として開放教室の使用を許可することとする。また、使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

3 使用料及び冷暖房費について

乙は、開放教室の利用者から次のとおり使用料及び冷暖房費（以下「使用料等」という。）を徴収することとする。

(1) 使用料について

開放教室の使用料は、次の表のとおりとする。

| 教室名 | 収容人数 | 料金【1時間当たり】 |
|------|------|------------|
| M301 | 20名 | 980円 |
| M302 | 20名 | 980円 |
| M303 | 99名 | 2,630円 |
| M304 | 35名 | 1,480円 |

ただし、次に掲げる場合の使用料は、無料とする。

- ア 甲の事業等で使用する場合
- イ その他乙が無料と認める場合

(2) 冷暖房費について

全体空調運転時間外に冷暖房を使用する場合における冷暖房費の額は、開放教室1室につき運転時間1時間当たり1,600円とする。ただし、前号ただし書の規定により使用料が無料である場合における冷暖房費は、無料とする。

4 使用希望者の募集・受付について

甲は、次に掲げるところにより、開放教室の使用希望者の募集及び使用申込みの受付を行うこととする。

- (1) 第1項の規定による使用可能日の決定後、速やかに当該学期における開放教室及び使用可能日を甲のホームページにおいて掲示し、当該ホームページ上に設ける専用ページにおいて開放教室の使用申込みの受付を行う。
- (2) ホームページを閲覧できない等、特段の事情があると認める場合については、甲の執務時間中に限り、政策推進室窓口にて使用申込みを受け付ける。
- (3) 使用申込みは、開放教室の使用日の10日前（該当日が高槻市の休日を定める条例（平成2年高槻市条例第27号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の前日）まで受け付けるものとする。

5 使用資格の確認について

甲は、前項本文の規定により開放教室の使用申込みをした使用希望者（甲を除く。）について、使用資格を確認し、「関西大学高槻ミュージズキャンパス開放教室使用資格確認書（様式第1号）」により、その結果を通知するとともに、乙にその旨を連絡することとする。この場合における使用資格は、その使用が次の各号のいずれにも該当しないこととする。

- (1) 教育上に支障が生じるおそれがあるとき。
- (2) 特定の政党、思想、宗教などの活動に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が入場料を徴収する等、営利を目的とするとき。
- (4) 物品の販売・斡旋を目的とする集会等であるとき。
- (5) 企業等の会議や社内研修等であるとき。
- (6) 団体等の事業活動の講演会、資格取得講習会等であるとき。
- (7) 法令又は公序良俗に反すると認めるとき。
- (8) 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第1号から第3号までに掲げるものの使用であると認めるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、甲が適当でないとき。

6 使用の手続について

乙は、前項の規定により使用資格を有することの確認を受け、「関西大学高槻ミュージックキャンパス開放教室使用資格確認書」を持参した使用希望者に対し、開放教室の使用に関する詳細説明を行い、使用料等を徴収するとともに、「使用許可証」を発行することとする。

ただし、乙が「関西大学施設貸与規程」に合わない判断した場合は、使用を許可しないことができる。

7 使用日当日について

乙は、使用日当日に高槻ミュージックキャンパスにおいて、前項の「使用許可証」の提示を受け、使用者に指定教室を使用させることとする。

8 協議について

この覚書に関する疑義又は定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本覚書の締結の証として、本覚書を2通作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 高槻市桃園町2番1号
高槻市

乙 吹田市山手町3丁目3番35号
学校法人 関西大学

高槻市長 濱田 剛史

理事長 池内 啓三

高政政第 号
平成 年 月 日

様

高槻市長 印

関西大学高槻ミュージックキャンパス開放教室使用資格確認書

平成 年 月 日付けで申込みのあった下記の関西大学高槻ミュージックキャンパスの開放教室の使用については、（使用資格を有する／下記の理由により使用資格を有しない）ことを確認します。

記

- 1 使用日 平成 年 月 日
- 2 使用時間 時 分から 時 分まで
- 3 指定教室 室
- 4 使用資格を有しないことを確認した場合は、その理由

【注意事項】

使用資格を有することの確認を受けた場合は、関西大学高槻ミュージックキャンパス事務局にこの確認書を持参の上、使用日の7日前（該当日が関西大学の閉校日に当たるときは、その日の前日）までに使用の手続きを行ってください。なお、所定の期日までに手続きを行わない場合は、使用資格は失効しますので御注意下さい。